

問い合わせ先
 県土マネジメント部公共工事契約課
 (入札監視委員会について)
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425
 (議事概要の内容について)
 入札契約係
 0742-27-7486

奈良県入札監視委員会 再苦情処理会議 議事概要

開催日及び場所	平成27年10月7日(水) 県庁北分庁舎3階 収用委員会室			
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 藤平 真紀子 楨村 久子 三浦 晴彦			
再苦情対象件数	1 件	(備考)		
一般競争入札	0 件			
指名競争入札	1 件			
随意契約	0 件			
再苦情申立概要		申立日	契約方式	内容等
	(1)	平成27年9月2日	指名競争入札	「工事費内訳書」の「入札書記載金額」欄において、千円未満の額を端数処理していたことをもって失格となることは納得できないとするもの。
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問			回答
	次頁以降参照			
委員会による意見具申又は勧告の内容	別紙意見書参照			

質 問	回 答
<p>○工事費内訳書の合計と入札金額が一致しなければ失格となることは、どのように周知されているのか。 ホームページのみなのか。</p>	<p>●一般競争入札については、入札説明書に記載しており、指名競争入札については、指名通知の際に記載例等を提示している。 併せて、ホームページ<入札契約制度『入札金額の内訳書の様式・記載例について』>において、記載例を提示して注意喚起をおこなっている。</p>
<p>○工事費内訳書の記載例には、『各項目の金額の総額となります。この金額は、入札書記載の金額と必ず同額となります。』との記載はあるが、端数処理をした金額を入札金額とすることにより失格になるということが、わかりにくいのではないか。 今後、様式に記載する等工夫し、端数処理はしないよう、わかりやすく案内することを検討したほうがよいのではないか。</p>	<p>●積算結果が円単位であれば、入札額が円単位であってもよいので、敢えて記載していなかった。 入札参加者によりわかりやすくすることが行政には求められており、注意喚起をわかりやすくすべきとのご意見については、今後検討したい。</p>
<p>○端数処理が失格となることの根拠となる規定は何か。</p>	<p>●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に『入札金額の内訳を記載した書類を提出』と規定しており、「奈良県県土マネジメント部建設工事等入札執行要領」の「第18 入札の失格又は無効」の(1)のウに「入札金額の内訳書の各計及び合計が正しくない場合」は失格とする旨規定している。</p>
<p>○入札金額の単位は、県発注の工事では全て同じ扱いなのか。 例えば、億単位の工事でも入札金額を千円単位に指定したりしていないのか。</p>	<p>●金額にかかわらず全て同じ扱いで、円単位での入札を行うことを禁止していない。</p>
<p>○入札契約手続が行政手続法及び奈良県行政手続条例の適用となる処分に該当するのであれば、処分に対する聴聞の機会を与えなければならないが、行政手続法及び奈良県行政手続条例の対象ではないという考え方か。</p>	<p>●地位等を剥奪するものではないため、行政手続法及び奈良県行政手続条例にいうところの処分、不利益処分には当たらない。</p>